

日本スピードボール協会主催行事参加者・災害補償規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、日本スピードボール協会（以下「主催者」という。）が主催する講習会・練習・大会（以下「行事」といいます。）の参加者（以下「本人」という。）が、その行事に参加中に被った災害に対して、主催者が契約をする災害死亡補償、後遺障害補償および入院・通院補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、主催者の作成、保管する名簿に記載された行事の参加者に適用する。

第3条（用語の定義）

本規程において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (2) 「行事に参加中」とは、本人が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいう。ただし、行事開催日前に主催者に行事参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「行事に参加中」とみなす。
- (3) 「行事に参加するための往復途上」とは、被補償者が行事に参加する意思をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなしません。

第4条（災害死亡補償－死亡保険金）

主催者は、本人が第1条の災害を被り、その災害により、傷害を被った日（傷害については事故日をいう。以下「傷害発生日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

死亡保険金	1,000	万円
-------	-------	----

第5条（災害後遺障害補償－後遺障害保険金）

主催者は、本人が第1条の災害を被り、その災害により、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、後遺障害保険金として次のとおり本人に給付する。

死亡・後遺障害保険	1,000万円	×	約款所定の保険金支払い割合（4%～100%）
-----------	---------	---	------------------------

第6条（後遺障害と災害死亡の関係）

保険会社が後遺障害保険金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷害の結果として傷害発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、死亡保険金の額から既に給付した後遺障害保険金の額を控除した残額を給付する。

第7条（死亡保険金等の給付による損害賠償の減免）

主催者が死亡保険金または後遺障害保険金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。

第8条（入院補償－入院保険金）

主催者は、本人が第1条の災害を被り、その治療のために入院したときは、入院日数1日につき次の金額を入院保険金として本人に給付する。ただし、入院保険金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金を給付しない。

入院1日につき	5,000 円
---------	---------

第9条（手術補償－手術保険金）

前条の場合において、傷害発生日からその日を含めて180日以内に、本人が治療を直接の目的として手術を受けたときは、入院保険金として次に掲げる額を、1回に限り手術保険金として本人に給付する。

入院中の手術	50,000 円	入院中以外の手術	25,000 円
--------	----------	----------	----------

第10条（通院補償－通院保険金）

主催者は、本人が第1条の災害を被り、その治療のために通院したときは、通院日数1日につき次の金額を通院保険金として本人に給付する。ただし、通院保険金の給付日数は、90日を限度とし、かつ、傷害発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院給付金を給付しない。

通院1日に	3,000 円
-------	---------

第12条（補償を行わない場合）

主催者は、次の各号の傷害に対しては、補償を給付しない。

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷害。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷害に限る。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷害に限る。
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷害
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害
- (5) 他覚症状のない本人の感染症
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- (7) 本人の妊娠、出産または早産
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷害

- (10) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染による傷害

第13条（請求手続き）

本人またはその法定相続人が、本規程に基づく補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 傷害のとき事故状況報告書
- (2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）

第14条（運営）

本災害補償規程は、日本スピードボール協会を事務局として運営する。

第15条（発効日）

本規程は平成25年4月1日に制定・施行し、日本スピードボール協会主催行事に適用する。